

## 令和2年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」という。）は、県民の暴力団排除（以下「暴排」という。）気運、意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等（以下「暴排活動等」という。）を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、令和2年度は、

- 暴力団追放のための広報啓発活動
- 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援 ～オリンピックイヤーであることを踏まえ各種支援事業の実施時の検討～
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の8項目を柱として、事業活動等を進めることとしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が2度に渡り発出され、外出の大幅な抑制が求められ、感染防止のガイドラインが示されるなど多くの制約を受けた。

また、オリンピック、パラリンピックも1年延期となり、業務スケジュールが変動した。県民会議事務局職員は、一層の健康管理に努め、局内、講習先等の感染防止対策を徹底するとともに、在宅勤務など勤務形態も変更して臨んだ。

その結果は、次のとおりである。

### 1 暴力団追放のための広報啓発活動

#### (1) 暴力団排除気運の醸成活動

##### ア 広報啓発資料の作成配布

(ア) ポスター	16,000枚
(イ) 県民会議手帳	4,000冊
(ウ) 県民会議だより「ぼうついで」第81号	27,000部
「ぼうついで」第82号	27,000部
(エ) 小冊子等	
「不当要求防止責任者教本」	1,500部
「一人ひとりの心に拡げる」	6,000部
「企業・行政対象暴力の現状と対策」	5,000部
(オ) パンフレット	

- 「購読拒否対応要領」 2, 000部
- (カ) 各種ステッカー5種類 計11, 000枚  
(三ない運動プラスワン・暴力団絶縁宣言の店など)
- (キ) 令和2年度賛助会員用チラシ 500部

イ 広域な広報活動の展開

県警、県、市町村等の広報紙に暴排広報文掲載を依頼するなど広域にわたる広報活動を実施した。

例年、県警音楽隊定期演奏会、大相撲巡業など官民主催イベント会場での広報啓発活動、資料・啓発グッズ配付活動などを実施していたが、令和2年度は新型コロナ感染拡大防止のため、人との密な接触、配布物の手渡しなどを伴う広報活動は極力抑制し、資料提供などによる広報活動に努めた。

(2) 県民会議賛助会員の加入促進活動

相談活動、広報活動、研修・講習会等あらゆる機会を通じて積極的な入会募集に努めた結果、新たに4企業が入会した。

(3) 暴力団追放標語の募集

全国暴力追放運動推進センター・千葉県防犯協会と共同して小学生・中学生・高校生及び一般から暴力団追放標語・啓発用ポスターを募集し、暴排気運の一層の高揚を図った。

2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援

～オリンピックイヤーであることを踏まえ各種支援事業の実施時の検討～

(1) 暴力団排除活動組織への支援活動

ア 暴排組織設立等への支援

地域住民・企業・関係行政機関等と連携して住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする暴力団排除協議会については、令和2年12月21日、館山市において館山市暴力団排除対策協議会が設立され、設立総会において専務理事が顧問に就任し、挨拶、広報資料等の提供を行った。

イ 部会、講演会の開催

コロナ禍の影響により、毎年開催される様々な部会、分科会、賛助会員企業・団体等における研修会などが中止や書面開催となることが多くあったが、開催することが出来た各種部会、分科会、研修会などには専務理事の出席及び事務局職員の派遣により暴排講演などを実施した。

ウ 市町村、地域、企業、団体等への支援

コロナ禍の影響により開催は著しく減少したものの県、市町村及び企

業等の研修会などに講師を派遣し、啓発資料の提供や講演を行うなど活動の支援を実施した。

#### エ 暴排宣言式への支援

例年、千葉県知事部局主導の下に千葉県商店会連合会が各地区商店会連合会に推奨している暴力団排除宣言式については、コロナ禍の影響により令和2年度は開催されるには至らなかった。

#### オ 資料、啓発グッズの配付

コロナ禍の影響により、各種暴排協議会総会、暴排宣言式、各部会、分科会、講習・研修会、官民主催のイベントなどの開催中止、書面開催などが多くあったが、開催された協議会等においては、出来る限り資料の提供に努めた。

### (2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習については、コロナ禍、また2度にわたる緊急事態宣言の発出がなされるなどの状況下において、既定回数の開催が危ぶまれたが、密閉、密集、密接のいわゆる三密を避けるための受講者数の制限、一人一机、会場出入口の解放、定期換気及び開催会場での受講者検温、手指消毒励行など徹底した感染防止対策を施して令和3年3月までに予定した開催数の39回を実施した。

講習受講者数については、例年約2,000人の参加人数であったが、令和2年度は、開催会場及び主催者である当県民会議の判断によって受講者数の制限を行い、結果として計1,081人に止まり、例年の約半数となった。

なお、講習別の内訳は、定期講習349人、選任時講習614人及び聴講者118人であった。

### (3) 不当要求情報管理機関援助

新たな不当要求情報管理機関の設置はなかったが、各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を行い、更なる県民会議事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、作成したパンフレット・チラシ等の広報資料を配付するなど、暴排活動の意識付けを図った。

## 3 暴力団に関する相談活動

### (1) 暴力団による不当な行為に関する相談活動

令和2年中の相談受理件数は、1,034件（前年比105件減少）であった。

相談内容に応じて、警察への通報、弁護士の紹介、相談委員による助言

を行うなど、的確に対応した。

(相談受理・処理状況、主な事例については、11ページ別紙のとおり)

ア 県民会議、各自治体、関係団体の広報誌(紙)を活用した周知活動を実施した。

イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員(以下「相談委員」という。)として、常勤の専務理事及び県民会議事務局員4名並びに非常勤の相談委員7名(弁護士2名、保護司2名、少年指導委員2名及び警察退職者1名)の計12名により適切に推進した。

ウ 民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の運用状況

(平成10年10月21日締結 略称「民暴110番協定」)

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者から相談等を受けた場合は、相談者等が求める措置を迅速に実現し、被害の防止及び回復を図るため、千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議の三者が具体的事案ごとに処理連携チームを編成し、事案対応に努めている。

令和2年度中には、新たな受理事案はなかったが、協定締結後の累計事案受理件数は63件、うち61件が処理済であり、継続事案2件に対応した。

なお、処理中の2件については、1件は連携チーム弁護団の主張を概ね認める千葉地方裁判所の判断が下されており、他の1件は、弁護団のペースで進んでおり和解案が示された。

エ 移動暴力相談所の開設

県民会議事務局において行う面接相談及び電話相談に加え、県の出先機関である8地域振興事務所において「移動暴力相談所」を計画し、相談者の利便性に配慮した相談を実施することとしたが、コロナ禍の情勢から、開催の中止を余儀なくされ、3箇所地域振興事務所を会場としての開催となった。

オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底

情報管理規程、個人情報保護規程及び暴力団情報提供要領に基づいて適切な相談業務を実施した。

(2) 暴力追放相談委員の委嘱及び研修

例年、4月初旬に暴力団対策法に規定する相談委員の委嘱式を開催し、委嘱状交付及び千葉県警察本部少年課長、捜査第四課長等県警幹部からの情勢説明、出席者相互の情報交換を行う研修会を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催とし、事務局職員により各相談委員への委嘱状及び資料の配送を行った。

#### 4 少年に対する暴力団の影響排除活動

##### (1) 少年に対する暴力団の影響排除強化

暴力団の人的供給源を遮断、影響排除の活動については、新型コロナウイルス感染拡大の情勢下で各種協議会、部会、分科会、県、市町村における研修、事業所の不当要求防止責任者に対する講習会等の開催数自体は減少したものの、あらゆる機会を利用して少年に係わる暴力団の実態、影響排除気運の高揚を図った。

##### (2) 少年指導委員による活動の支援

例年、県内12会場において、県下の少年指導委員を対象に県警本部捜査第四課、少年課、交通総務課から講師を招いて実施している少年指導委員研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催場所を県内6会場、各警察署管内から代表者3名程度に絞って講義及び研修を実施した。

また令和2年度から実際に学校等で生徒の指導に当たっている千葉県警察スクール・サポーターにも参加を求めて実施した。

なお、同研修に参加できなかった多数の少年指導委員に対する補完研修資料として、研修内容のパワーポイントなどをDVD視聴資料に編集し、県内39警察署管内の少年指導委員代表者に配付した。

#### 5 暴力団員の社会復帰対策活動

##### (1) 暴力団離脱希望者の援助活動

県民会議の広報紙等で暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい雰囲気作りに努めるとともに、対応については、関係機関と連携するなど実効を期した。

##### (2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹介機関、雇用事業所関係、矯正関係機関、県民会議等で構成）総会については、コロナ禍の影響より書面開催として、離脱・就労支援の現況について報告を行うとともに、今後の連携強化を図った。

##### (3) 離脱者受入事業所の開拓・確保

千葉県警察と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業所募集に取り組み、各警察署での募集看板設置や県民会議で作成した受け入れ企業募集チラシを各ハローワークへ頒布、講習会での広報などを実施した結果、新たに1社からの新規登録申し出がなされ、協力事業所

計 27 社を確保している。

また、5 名の元暴力団員の就労支援相談を受理し、面接を実施して支援を行い、うち 2 名は就労したが、3 名については労働条件が相談者の意に沿わないとして断念した。就労支援がなされた者のうち 1 名については、本年 3 月までに雇用後 3 ヶ月を経過し、引き続いて雇用継続意思があることから受入れ企業に対して雇用給付金規程に基づき雇用給付金 1 件、5 万円を交付した。

## 6 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進

### (1) 周知活動の推進

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律に基づき、国家公安委員会から認定を受けた適格都道府県センター制度を広く県民、事業者等に知らせるため、広報資料の作成・配布、講習・研修会における説明等、あらゆる機会を利用して周知活動を展開した。

### (2) 適正な受託手続きと受託後の対応

現在まで適用事例はないものの、千葉県民事介入暴力対策協議会や関係機関との連携により、有事の際の権限行使、情報管理及び適正な受託手続きや事務処理を期するため研修を行っているほか、専門的な知識を有する弁護士を専門委員に委嘱するなどした。

## 7 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動

### (1) 被害者の保護活動

暴力団員の係わる民事介入暴力事案、暴力団員による不当要求事案等、再被害、報復等のおそれがある相談については、被害防止の助言に加え、相談者の意思を確認した上、警察への通報を確実に行うなど、関係者の保護措置に努めた。

### (2) 被害者の救済活動

令和 2 年度の見舞金支給については、暴力団員による傷害事件 5 件、6 名の被害者に対して合計 11 万円を支給した。

### (3) 民事訴訟費用の無利子貸付にあっては、平成 29 年に松戸市内で発生した連続発砲事件の一部被害者を原告とした損害賠償請求事件に関して、訴訟諸費用として 50 万円の貸付を実施した。

なお、同訴訟については、前記相談活動の項において述べたとおり、原告弁護団の主張が概ね認められる方向で進んでいる。

## 8 暴力団排除対策のための調査研究活動

(1) 暴力団に対する情報収集

新聞、週刊誌等の公刊資料から暴力団等関係資料13件（累計11,298件、内訳暴力団関係9,189件・エセ右翼関係1,428件・エセ同和関係681件）をコンピュータ入力して資料化の上、暴力相談業務等に活用している。

(2) 暴力団活動の実態調査

相談活動、講習、研修会、支援活動などあらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めた。

(3) 暴力団に関する情報提供

暴排等目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上又は被害防止や被害回復等の公益の程度を検討して、適切に情報提供を行った。

別紙

2020年中の暴力団に関する相談活動状況

1 内容別件数等

(1) 相談受理態様分類

受 理 態 様	件 数 (件)	比 率 (%)
電 話 相 談	937	90.6
面 接 相 談	35	3.4
文 書 相 談	61	5.9
その他 (メール)	1	0.1
合 計	1,034	100.0

(2) 相談処理状況

処 理 内 容	合 計	比 率 (%)
事 務 局 で 処 理	1,025	99.1
警 察 へ 引 き 継 ぐ	8	0.8
弁 護 士 会 へ 引 き 継 ぐ	1	0.1
そ の 他 の 機 関	0	0.0
合 計	1,034	100.0

(3) 相談内容別分類

類 型 別	件 数	比 率 (%)
(1) 人の弱みにつけ込む金品等要求行為	0	0.0
(2) 不当贈与要求行為	0	0.0
(3) 不当下請等要求行為	0	0.0
(4) みかじめ料要求行為	1	0.1
(5) 用心棒料等要求行為	0	0.0
(6) 高利債権取立行為	0	0.0
(7) 不当債権取立行為	0	0.0
(8) 不当債務免除要求行為	0	0.0
(9) 不当貸付等要求行為	0	0.0
(10) 不当金融商品取引要求行為	0	0.0
(11) 不当自己株式買取等要求行為	0	0.0
(12) 不当預貯金受入要求行為	0	0.0
(13) 不当地上げ行為	0	0.0
(14) 競売等妨害行為	0	0.0
(15) 不当宅地等取引要求行為	0	0.0
(16) 不当宅地賃借要求行為	0	0.0
(17) 不当建設工事要求行為	0	0.0



(18) 不当施設利用要求行為	0	0.0
(19) 不当示談介入行為	0	0.0
(20) 因縁をつけての金品要求行為	1	0.1
(21) 不当許認可等要求行為	0	0.0
(22) 不当許認可等排除要求行為	0	0.0
(23) 不当入札参加要求行為	0	0.0
(24) 不当入札排除要求行為	0	0.0
(25) 談合入札要求行為	0	0.0
(26) 不当公共工事契約排除要求行為	0	0.0
(27) 不当公共工事契約下請等排除あっせん要求行為	0	0.0
(28) 縄張に係る禁止行為に関する相談	0	0.0
(29) 準暴力的要求行為等に関する相談	0	0.0
(30) 離脱・勧誘・加入強要に関する相談	4	0.4
(31) 暴力団事務所等に関する相談	0	0.0
(32) 民事訴訟に関する相談	1	0.1
(33) 前各号に該当しない不当行為（刑法等）	7	0.7
(34) 暴力団対策法に関する相談	4	0.4
(35) その他の暴力関係相談	1,016	98.2
合 計	1,034	100.0

## 2 主な相談事例

### 事例1 「みかじめ料の支払いを拒絶したい」旨の相談

当県民会議の賛助会員から、「私の知人からの相談です。」と前置きした上で、知人は、〇〇市内で深夜飲食店を経営しているのですが、共同経営者が退くそうです。知人は、共同経営者が退いた後も店名を変えて引き続き深夜飲食店を営業するそうです。退いた共同経営者は、地元の暴力団にみかじめ料を毎月支払っていたので今後も集金に来ると思われる。

知人はみかじめ料を断りたいと言っているので、どの様に断るのがいいか。

#### 【対応】

暴力団によるみかじめ料の要求行為は、暴力団対策法に定める中止命令の対象となることを説明し、相談者の承諾を得た上で警察に情報提供した。

その後、県警捜査四課担当官が同知人と接触し事情聴取した結果、指定暴力団による暴力的要求行為（みかじめ料の要求行為）が明らかになり、計5件の中止命令を発出した。

### 事例2 暴力団員の内妻からの事件相談

私は、暴力団員 A と別世帯で生活していますが内縁関係にあります。A には私の事業収入から毎月 50 万円渡していましたが、コロナ禍の影響で業績が悪化し都合できなくなりました。その為、A から脅迫的なメールが届く様になり心配なのです。

【対応】

メールの内容によっては刑事事件になる可能性が十分考えられたので、相談者に警察への相談を勧めた。相談者は、「これを機会に縁を切りたい」と申し立てたので、相談者の承諾を得て住居地を管轄する警察署に対応を引き継いだ。

事例 3 暴力団関係者とのトラブルに関する相談

仕事上で世話になり個人的な関係がある暴力団関係者からリース契約した高級外車を預けられ、「リース代と残金をお前が払え」と要求された。私は、嫌気がさしたので車を残して千葉の自宅に帰って来たが、私を探している様なので身の危険を感じている。民暴の弁護士を紹介して欲しい。

【対応】

刑事事件に発展する可能性があったので、本人の承諾を得て相談者の住居地を管轄する警察署に対応を引き継ぐと共に民事介入暴力被害者救済センター事務局に連絡し対応を依頼した。

事例 4 元組員からの就労相談

令和 2 年 4 月に刑務所を出所した元神戸山口組々員から「もうヤクザになるつもりはない。今後は家族のために働こうと思っているが、仕事が見つからない。元ヤクザでも雇ってくれる会社を紹介して欲しい。」と就労支援の相談があった。

【対応】

千葉県警察の社会復帰アドバイザー、担当警察官及び県民会議担当職員が相談者と面接した結果、就労意欲が確認できたことから、公共職業安定所等と連携を図り、暴力団社会復帰対策協議会に登録している受入企業（建設会社）の面接を受け建築作業員として就労することができた。

なお、この他にも同様の就労支援に関する相談があり、それぞれの事情に応じた支援を行った。

事例 5 刑務所在監者から手紙による離脱支援の相談

刑務所に勾留中の男性から、「私は指定暴力団に所属していますが、今回の逮捕を期に暴力団から離脱・脱退を決めました。私が所属している組

織の長からも脱退を承認する署名をいただきました。私の離脱・脱退を正式に警察本部が認めるにはどのような手続きが必要か困っています。」等の内容の手紙が寄せられた。

【対応】

当県民会議では、暴力団の社会復帰を実現させるための離脱支援活動は、警察と連携し、刑務所を出所する前に刑務所担当官を通じたものを行うこととしている。従って、刑務所を通じて千葉県警察か当県民会議へ離脱支援の要請をしていただくか、出所後の相談に応じることを相談者に返信し、出所後の不安の解消に努めた。